

## 手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	長野第1 地方合同A棟 (仮称) (22) エレベーター設備工事	
工事種別	機械設備工事	
工事場所(都県)	長野県	
工事場所(市区町村)	長野市大字南長野字上ノ原286-1の一部 外	
工事概要	敷地面積 10,204㎡ 1. 建物 1) 庁舎 構 造: 鉄筋コンクリート造 地上6階 建築面積: 約1,000㎡ 延べ面積: 約5,100㎡ 用 途: 庁舎 工事種目: エレベーター設備 新設	
担当事務所	長野営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	令和4年12月12日 / 令和4年12月26日 / 令和5年1月30日	
工 期	令和5年5月15日から令和6年11月15日まで (余裕期間: 契約締結の翌日から令和5年5月14日まで)	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式(実績評価型)	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

企業の施工実績等

平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の新設又は改設（エレベーター設備についてシステム一式（機器等の施工を含む。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

（ア）

1. 方式           ロープ式
2. 用途           乗用又は人荷共用
3. 定員           11人乗以上
4. 速度           45m/min以上
5. 運転方式       群乗合全自動方式又は全自動群管理方式

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の要件を満たす同種工事の新設又は改設（エレベーター設備についてシステム一式（機器等の施工を含む。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

（イ）

1. 方式           ロープ式
2. 用途           乗用又は人荷共用
3. 定員           9人乗以上
4. 速度           30m/min以上

ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記（ア）、（イ）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

## 「長野第1地方合同A棟(仮称)(22)エレベーター設備工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、長野第1地方合同庁舎A棟(仮称)(長野県長野市大字南長野字上ノ原 286-1の一部 外)において、庁舎の新営に係るエレベーター設備の新設工事です。

#### (1) 主な工事内容

本工事は、ロープ式・乗用・普及型・13人乗り・60m/min・停止階(1~5階)の機械室なしエレベーター2台を新設するものです。

#### (2) 施工条件、施工日及び施工時間

施工条件、施工日及び施工時間は、現場説明書説明事項その2、現場及び技術に関する事項[工程関係]を参照して下さい。

### 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

#### (4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)

#### (5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

#### (6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間(発注者指定方式)を設定しています。
- ・契約締結の翌日から令和5年5月14日まで主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。